

脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業実施要綱

(制定) 令和5年1月19日 4産労産計第253号

(改正) 令和7年2月25日 6産労産計第921号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、環境負荷の少ないバイオ燃料の車両・船舶等での商用化・実装化に向けた事業を広く公募し、その取組を支援するとともに、バイオ燃料のより一層の普及拡大に向けて取組を行う事業者を支援することで、都民のH T T・ゼロエミッション推進に関する意識を高めることを目的とする脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「バイオ燃料」とは、バイオマスを原材料として製造される燃料の総称で、ガソリンの代替燃料であるバイオエタノールや軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を含む。

(都の役割)

第3条 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 公社が、都内においてバイオ燃料の活用に向けた事業化を促進する者に対して補助するために造成する基金への出えん
- (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進していくために必要な業務

2 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第4条 都は、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- (1) 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- (2) 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度歳入歳出予算が、令和5年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度歳入歳出予算が、令和 7 年 3 月 31 日までに東京都議会で可決された場合において、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。